

船舶事故調査報告書

平成25年3月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（のり養殖施設）
発生日時	平成23年11月25日 04時35分ごろ
発生場所	香川県高松市稲毛島 ^{いなぎ} 東方沖 稲毛島灯台から真方位090° 500m付近 （概位 北緯34° 24.6′ 東経134° 08.6′）
事故調査の経過	平成24年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	救急艇 せとのあかり、19トン 273-12801香川、高松市 18.00m (Lr) × 4.00m × 2.00m、軽合金 ディーゼル機関2基、1,220kW（合計）、平成22年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年4月17日 免許証交付日 平成22年8月19日 （平成27年8月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 両舷プロペラ曲損、左舷プロペラシャフト焼付き及びシャフト ブラケットゴム軸受を摩耗 のり養殖施設 のり網及びのり網を固定するロープ等を切断
事故の経過	本船は、船長及び運航補助員の2人が乗り組み、消防隊員4人を乗せ、患者を乗船させるため、船長が操船に当たり、高松市庵治町の陸岸と稲毛島との間の水路を約26ノットの速力で東進した。 船長は、稲毛島東方沖に至った頃、レーダーでのり養殖施設を探知しなかったため、針路を香川県小豆島町池田港西防波堤灯台に向首する真方位約045°に定めて航行中、本船が稲毛島東方沖に設置されたのり網（以下「本件のり養殖施設」という。）に衝突した。 本船は、のり網、のり網を固定するロープ等を両舷プロペラに巻き込み、右舷機が使用できなくなって目的地への航海を中止し、左舷機のみで高松港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好

	海象：潮汐 ほぼ低潮時、波高 約0.5m
その他の事項	<p>船長は、本事故の約1か月前に稲毛島東方海域を航行したが、その時には本件のり養殖施設が設置されておらず、その後、同養殖施設が設置されていたことを知らなかった。</p> <p>本件のり養殖施設は、稲毛島東方沖の東西約850m、南北約500mの範囲に区画された漁場内にあり、周囲には点滅式の標識灯が設置されていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、稲毛島東方沖を東進中、船長が、稲毛島東方沖に本件のり養殖施設が設置されたことを把握しておらず、また、レーダーで本件のり養殖施設を探知しなかったことから、稲毛島東方沖で池田港西防波堤灯台に向首して北東進したところ、本件のり養殖施設に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、レーダーで本件のり養殖施設を探知しなかったことから、前路に障害物は存在しないものと思い、本件のり養殖施設の標識灯に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、稲毛島東方沖を東進中、船長が、稲毛島東方沖に本件のり養殖施設が設置されたことを把握しておらず、また、レーダーで本件のり養殖施設を探知しなかったため、稲毛島東方沖で池田港西防波堤灯台に向首して北東進したところ、本件のり養殖施設と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海面漁具敷設図等によりのり養殖施設の設置状況を把握しておくこと。 ・夜間航行の際には、のり養殖施設を見落とさないようレーダレンジを適切に切り替えること。